

別表十（三）の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが措置法第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額3」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) この欄に記載する金額について、措置法令第34条第2項第3号又は第11項第3号《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用があるときは、これらの号の規定による収入金額に関する計算の明細を別紙に記載して添付します。
 - (2) 措置法第58条第8項の規定の適用を受けた法人が、その適用を受けた事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合には、同条第8項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額を含めないで記載します。
- 3 「所得基準額9」の欄は、措置法第58条第1項の規定の適用を受ける場合には「40又は」を消し、同条第2項の規定の適用を受ける場合には「又は50」を消します。
- 4 この明細書のⅡは、青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが措置法第59条《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 5 「探鉱費基準額33」の欄は、措置法第59条第1項の規定の適用を受ける場合には「又は(31)－(32)」を消し、同条第2項の規定の適用を受ける場合には「(29)又は」を消します。
- 6 「所得基準額42」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了する事業年度である場合に限ります。）には「(37)－(40)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十(三)付表「9」若しくは「16」)」を消します。
 - (2) 措置法第59条第1項の規定の適用を受ける場合には、「－(41)」を消します。